

システムデバイスロードマップ委員会

開示制限資料の取り扱いに関する細則

応用物理学会シリコンテクノロジー分科会システムデバイスロードマップ委員会の開示制限資料に関する細則を次の通り定める。

第1条（目的）

本細則は、システムデバイスロードマップ委員会（以下 SDRJ と称する）における SDRJ および International Roadmap for Devices and Systems（以下 IRDS と称する）の開示制限資料の取り扱いに関する基準を定める。

第2条（開示制限資料の定義）

本細則において、開示制限資料とは、SDRJ あるいは IRDS が作成した資料のうち、未公開情報を含み、かつ明示的に「作業中につき公開不可」、「Work in Progress - Do not Publish」などの注意書きが記載されたものである。

第3条（開示制限資料の内部利用の許諾）

開示制限資料は、SDRJ あるいは IRDS での内部検討資料として利用することができる。また SDRJ の法人委員は、その法人内での利用に限り、開示制限資料を内部検討資料として利用することができる。

第4条（開示制限資料の開示の禁止）

1. 開示制限資料は、SDRJ 委員会委員（個人）、SDRJ 法人委員、IRDS 委員内部の検討のための資料であり、原則として、それ以外の範囲に開示してはならない。
2. 開示制限資料を前項で定める範囲外に開示する場合には、別紙1の書式に必要事項を記入の上、開示予定の資料を添付して SDRJ 委員長に提出し、SDRJ 委員長の事前承認を得なければならない。なお、SDRJ 委員長が必要と認めたときは、あらかじめ委員長が指名する SDRJ 委員に前項の承認権限を委譲することができる。
3. 開示情報の管理は情報の開示者が責任をもって行うものとする。開示者は開示先を記録し、SDRJ 委員長の要求があれば、すみやかに、その開示先記録を提出しなければならない。
4. 開示制限資料として作成されたものであっても、その内容が公開された後は、その資料は公開資料として扱い、開示制限の対象外として扱うものとする。

附則 本規程は 2017 年 4 月 1 日より施行する。

改訂履歴：

2017 年 4 月 1 日 制定